

おくやみハンドブック
〜ご遺族の方へ〜

各務原市



ご遺族の方へ

チェックリスト

身近な方のご逝去に対し、謹んでお悔み申し上げます。
各務原市では、ご遺族の皆様にしていただく、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にもお役に立てば幸いです。

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

もくじ

1. 身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ	P.2
2. おくやみコーナーのご案内	P.3
3. 市役所で行う手続きにお持ちいただく代表的なもの	P.5
4. 市役所で行う手続き	
(1) 市役所で行う手続き一覧	P.7
(2) 市役所で行う手続きの概要	P.11
5. 市役所以外で行う手続き一覧	P.49
6. 相続に関する手続き	P.56
7. 委任状（証明書請求、届出用）	P.59
8. 郵送請求（住民票の写し、戸籍謄本など）	P.61
9. 市民相談一覧	P.63
10. 改葬・墓じまいの手続きについて	P.64
11. 亡くなられた方の遺品の廃棄	P.65
12. 各務原市へ寄附を行いたい方	P.67
13. 各務原市役所庁舎などのご案内	P.69

このハンドブックは、各務原市に住民登録のある方が亡くなられた際の手続きを中心にご案内しております。住民登録が各務原市以外の場合は、その住民登録地の市区町村にお問い合わせください。

なお、法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、連絡先、必要な書類などが変更になることがありますので、予めご了承ください。

1. 身近な方が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (52~53 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (56 ページ参照)
4か月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (56 ページ参照)
10か月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (56 ページ参照) ○金融機関での払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (56 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

各務原市で必要な手続きについては 11 ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

2. おくやみコーナーのご案内

各務原市では、亡くなられた方に関する市役所で行う手続きをサポートする「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、Web または電話での事前予約が必要です。

※おくやみコーナーを利用せず、直接、各担当課窓口で手続きすることもできます。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1か所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入を一部省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所、氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記入を一部省略できます。



●専用ブースで安心して手続きできます

おくやみコーナーの予約について

来庁予定日の3開庁日前までに、以下のいずれかの方法で予約してください。

●Webで予約

下記のURL または二次元コードからアクセスしてください。

受付時間：24時間（システムメンテナンス時を除く）

【URL】

<https://logoform.jp/form/en3w/141202>

【二次元コード】



●電話で予約

TEL：(058) 383-1972

受付時間：平日（祝日を除く）8：30～17：15

【問合せ先】

各務原市役所 市民課

TEL (058) 383-1972（おくやみコーナー直通）

平日（祝日を除く）8：30～17：15

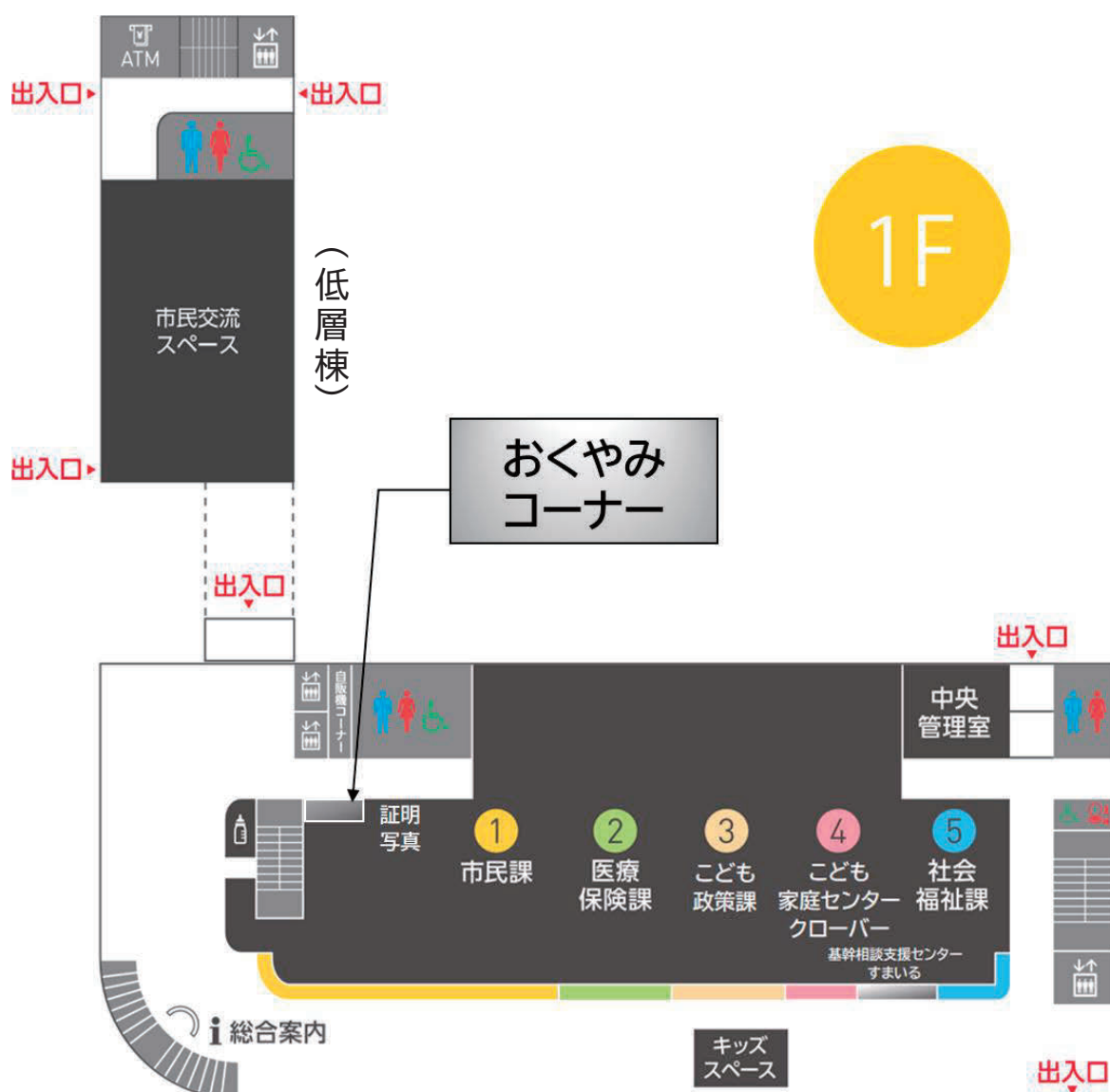
令和8年7月1日以降は下記のとおり

TEL 平日（祝日を除く）8：30～17：15

窓口 平日（祝日を除く）8：45～16：30

おくやみコーナーを利用する方へのお願い

1. すべての手続きの受付やご案内を、おくやみコーナーでできるものではありません。また、手続きをご案内した後に担当の窓口に行っていただく場合や、後日、手続きが必要になる場合があります。
2. 亡くなられた方の住民登録が各務原市にある場合のみご利用できます。各務原市以外の場合は、住民登録地の市区町村にご相談ください。
3. 死亡届を各務原市以外に提出した場合は、住民登録上、死亡の記載がされるまでに1～2週間前後かかります。状況によっては、おくやみコーナーを利用いただけないことがありますので、予めご了承ください。
4. おくやみコーナーの場所は、市役所本庁舎1階です。予約日当日は、市役所本庁舎1階の市民課発券機までお越しください。



※令和8年4月1日時点

3. 市役所で行う手続きにお持ちいただく代表的なもの

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

本人確認書類

▼ 1点で本人確認できる書類（公的機関が発行した顔写真つきのもの）

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、障害者手帳 など

▼ 2点で本人確認できる書類（公的機関が発行したもの）

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、
基礎年金番号通知書 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

会葬礼状または葬祭費用の領収書

葬祭執行者や相続人代表者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など）

亡くなられた方の必要なもの

基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）

国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書（持っていた方）

※亡くなられた方の各種認定証（特定疾病療養受療証など）を含む

介護保険被保険者証（持っていた方）

福祉医療費受給者証（持っていた方）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証（持っていた方）

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

4-(1). 市役所で行う手続き一覧

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	番号	亡くなられた方	☑	担当窓口	詳細ページ	完了日	
住民登録	1	世帯主だった方	<input type="checkbox"/>	市民課 本庁舎1階 1番	P.11	/	
	2	印鑑登録をしていた方	<input type="checkbox"/>			/	
	3	マイナンバーカード、個人番号通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カードを持っていた方	<input type="checkbox"/>		P.12	/	
年金	4	国民年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>		P.13	/	
	5	国民年金を受給していた、または加入歴のあった方	<input type="checkbox"/>			P.14	/
	6 7	国民年金の加入歴があり、基礎年金（老齢・障害）を受給していなかった方	<input type="checkbox"/>			P.14~15	/
健康保険	8 9	国民健康保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	医療保険課 本庁舎1階 2番	P.16	/	
	10 11 12	後期高齢者医療保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>		P.17~18	/	
	13	福祉医療費受給者証（子ども）の資格を持っていた方	<input type="checkbox"/>		P.18	/	
子ども	14	福祉医療費受給者証（ひとり親など）の資格を持っていた方	<input type="checkbox"/>	社会福祉課 本庁舎1階 5番	P.19	/	
	15	福祉医療費受給資格者を健康保険上の扶養にしていた方	<input type="checkbox"/>			/	
	16 17	高校生年代までの子どもがいる保護者	<input type="checkbox"/>		医療保険課 本庁舎1階 2番	P.20	/
	18	認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所など）に在園していた児童	<input type="checkbox"/>	こども政策課 本庁舎1階 3番	P.21	/	
	19	認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所など）に在園している児童の保護者	<input type="checkbox"/>			/	
	20	私立幼稚園、認可外保育施設に在園していた児童	<input type="checkbox"/>		P.22	/	
	21	私立幼稚園、認可外保育施設に在園している児童の保護者	<input type="checkbox"/>			/	

区分	番号	亡くなられた方	☑	担当窓口	詳細ページ	完了日
子ども	22	児童手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>	社会福祉課 本庁舎1階 5番	P.23	/
	23	児童手当の対象児童	<input type="checkbox"/>			/
	24	児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>		P.24	/
	25	児童扶養手当の対象児童	<input type="checkbox"/>			/
	26	放課後児童クラブを利用していた児童	<input type="checkbox"/>	教育総務課 産業文化 センター7階	P.25	/
	27	放課後児童クラブを利用している児童の保護者	<input type="checkbox"/>			/
	28	市内公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者	<input type="checkbox"/>	学校教育課 産業文化 センター7階	P.25	/
	29	学校給食費を納付していた方	<input type="checkbox"/>			/
30	養育医療の対象乳児	<input type="checkbox"/>	こども 家庭センター 本庁舎1階 4番	P.26	/	
障がい福祉	31	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた方	<input type="checkbox"/>	社会福祉課 本庁舎1階 5番	P.27	/
	32	特別障害者手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>			/
	33	障害児福祉手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>			/
	34	各務原市障害児福祉手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>		P.28	/
	35	特別児童扶養手当を受給していた方	<input type="checkbox"/>			/
	36	特別児童扶養手当の対象児童	<input type="checkbox"/>			/
	37	福祉タクシー券を持っていた方	<input type="checkbox"/>		P.29	/
	38	福祉給油票(ガソリン券)を持っていた方	<input type="checkbox"/>			/
	39	紙おむつ券を持っていた方	<input type="checkbox"/>			/
	40	自立支援医療受給者証を持っていた方	<input type="checkbox"/>		P.30	/
	41 42	障害児通所支援を利用していた方	<input type="checkbox"/>			/
	43	障害福祉サービスを利用していた方	<input type="checkbox"/>			/

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

4-(1). 市役所で行う手続き一覧

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	番号	亡くなられた方	<input checked="" type="checkbox"/>	担当窓口	詳細ページ	完了日
障がい福祉	44 45	地域生活支援サービスを利用していた方	<input type="checkbox"/>	社会福祉課 本庁舎1階 5番	P.31	/
	46 47 48	障害者扶養共済制度を利用していた方	<input type="checkbox"/>		P.32~33	/
	49	福祉医療費受給者証(重度障がい)の資格を持っていた方	<input type="checkbox"/>	医療保険課 本庁舎1階 2番	P.33	/
	税金	50	市税が課税されていた方	<input type="checkbox"/>	市民税課 税務課 資産税課 本庁舎2階 税総合窓口	P.34
51		市税に未納のある方	<input type="checkbox"/>	/		
52 53		原動機付自転車(125cc以下、特定小型原動機付自転車を含む)、小型特殊自動車(各務原市ナンバー)を所有していた方	<input type="checkbox"/>	税務課 本庁舎2階 税総合窓口	P.35	/
54		市税を口座振替で納付していた方	<input type="checkbox"/>			/
55		未登記家屋を所有していた方	<input type="checkbox"/>	資産税課 本庁舎2階 23番	P.36	/
高齢者・介護保険		56	緊急通報システム機器をご自宅に設置していた方	<input type="checkbox"/>	高齢介護課 本庁舎2階 25番	P.37
	57	紙おむつ券を持っていた方	<input type="checkbox"/>	/		
	58 59	65歳以上または介護認定を受けていた方	<input type="checkbox"/>	P.38	/	
上下水道	60	上下水道を使用していた方	<input type="checkbox"/>	水道料金 事務センター	P.39	/
	61	下水道事業受益者負担金を納付中、または猶予中だった方	<input type="checkbox"/>	下水道課 水道庁舎 1階		/
その他	62	犬を所有していた方	<input type="checkbox"/>	環境政策課 本庁舎2階 24番	P.40	/

区分	番号	亡くなられた方	<input checked="" type="checkbox"/>	担当窓口	詳細ページ	完了日
その他	63 64	浄化槽を管理していた方	<input type="checkbox"/>		P.40	/
	65 66 67	市営墓地（一般墓地）を使用していた方	<input type="checkbox"/>	環境政策課 本庁舎2階 24番	P.41~42	/
	68	合葬式墓地の生前登録をしていた方	<input type="checkbox"/>		P.42	/
	69	合葬式墓地の生前予約をしていた方	<input type="checkbox"/>			/
	70	道路の占用許可を受けていた方	<input type="checkbox"/>	建設管理課 本庁舎5階 51番	P.43	/
	71	水路の占用許可を受けていた方	<input type="checkbox"/>			/
	72 73 74	市営住宅に住んでいた方	<input type="checkbox"/>	建築指導課 本庁舎5階 56番	P.44	/
	75 76	交通事故が原因で亡くなられた方	<input type="checkbox"/>	まちづくり 推進課 本庁舎 低層棟2階 29番	P.45	/
	77	家屋を所有していた方（空家となる場合）	<input type="checkbox"/>	建築指導課 本庁舎5階 56番	P.46	/
	78	犯罪による被害にあわれた方	<input type="checkbox"/>	いきいき 楽習課 産業文化 センター 6階		/
	79	農地の所有権または耕作権を持っていた方	<input type="checkbox"/>	農政課	P.47	/
	80	岐阜中流用水使用料の納付義務者	<input type="checkbox"/>	産業文化 センター 6階		/
	81	森林の土地を所有していた方	<input type="checkbox"/>			/
	82	文化財を所有していた方	<input type="checkbox"/>	文化財課 産業文化 センター 7階	P.48	/
	83	図書を借りていた方	<input type="checkbox"/>	中央図書館 市民公園内		/

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

4-(2). 市役所で行う手続きの概要

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

住民登録に関する手続き

世帯主だった方

手続き1 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、15歳以上の方が同じ世帯に2人以上残っている場合、新たに世帯主を決めてください。 同じ世帯に残った15歳以上の方が、1人しかいない場合は、その方が自動的に世帯主になりますので、手続きは必要ありません。	死亡日の翌日から14日以内
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	市民課 受付係 本庁舎1階1番 TEL(058)383-1078

印鑑登録をしていた方

手続き2 印鑑登録証(旧各務原市民カード)の返却または破棄

手続き詳細	期 限
印鑑登録は死亡日をもって失効します。同時に、印鑑登録証は失効しますので、返却または破棄してください。 亡くなられた方以外の方の印鑑登録証を誤って破棄しませんようご注意ください。	なし
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証(旧各務原市民カード)	市民課 受付係 本庁舎1階1番 TEL(058)383-1078

MEMO

マイナンバーカード、個人番号通知カードまたは個人番号通知書、住民基本台帳カードを持っていた方

手続き3 マイナンバーカードなどについて（返却不要）

手続き詳細	期 限
<p>カードの機能は失効しますので、破棄してください。</p> <p>亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）は、相続などの手続きに必要なことがあるため、すべての手続きが完了してから破棄していただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</p> <p>※亡くなられた方のマイナンバー入りの住民票を取得することはできません。</p>	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問合せ先
—	<p>市民課 住民記録係</p> <p>本庁舎 1階 1番</p> <p>TEL(058)383-1079</p>

MEMO

年金に関する手続き

国民年金を受給していた方

手続き4 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金の受給者が亡くなったときに、その方に支給される年金で支給されていないものがある場合、一定の範囲のご遺族の方に支給されますので、請求の手続きをしてください。	死亡日の翌日から5年以内
	手続き可能な人
	生計同一である3親等内の親族 受け取りの順は以下のとおり ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他の3親等内の親族
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の年金証書 紛失した場合、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳など) <input type="checkbox"/> 請求者の振り込み先口座のわかるもの(預貯金通帳など) <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなった方の関係のわかるもの(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの (マイナンバーカード、通知カードなど) <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求者によって必要なものが異なるため、まずは、右記の窓口にお問い合わせください。	市民課 国民年金係 本庁舎1階1番 TEL(058)383-1113 日本年金機構 岐阜南年金事務所 TEL(058)273-6161 予約専用ダイヤル TEL(0570)05-4890(ナビダイヤル)

MEMO

国民年金を受給していた、または加入歴のあった方

手続き5 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
年金に加入中の方や年金を受給中の方が亡くなられたときに、その方により生計を維持されていた子がいる場合、要件を満たすご遺族の方に支給されますので、請求の手続きをしてください。	死亡日の翌日から5年以内
	手続き可能な人
	生計を維持されていた子、子のある配偶者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方とその配偶者の基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など） <input type="checkbox"/> 請求者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方の関係のわかるもの（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求者によって必要なものが異なるため、まずは、右記の窓口にお問い合わせください。	市民課 国民年金係 本庁舎1階1番 TEL(058)383-1113 日本年金機構 岐阜南年金事務所 TEL(058)273-6161 予約専用ダイヤル TEL(0570)05-4890(ナビダイヤル)

国民年金の加入歴があり、基礎年金(老齢・障害)を受給していなかった方

手続き6 死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上あった方が年金をもらうことなく亡くなられた場合、一定の範囲のご遺族の方に支給されます。遺族基礎年金を受けられるご遺族の方がいるときは支給されません。	死亡日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	生計同一である下記の親族 受け取りの順は以下のとおり ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など） <input type="checkbox"/> 請求者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方の関係のわかるもの（戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求者によって必要なものが異なるため、まずは、右記の窓口にお問い合わせください。	市民課 国民年金係 本庁舎1階1番 TEL(058)383-1113 日本年金機構 岐阜南年金事務所 TEL(058)273-6161 予約専用ダイヤル TEL(0570)05-4890(ナビダイヤル)

年金に関する手続き

国民年金の加入歴があり、基礎年金(老齢・障害)を受給していなかった方

手続き7 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
第1号被保険者として、保険料納付済期間などが10年以上あった方が年金をもらうことなく亡くなられた場合、要件を満たす妻が60歳から65歳になるまで受けられる年金です。死亡一時金と選択することになります。	死亡日の翌日から5年以内
	手続き可能な人
	10年以上婚姻関係のあった妻
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方とその妻の基礎年金番号のわかるもの(年金手帳など) <input type="checkbox"/> 請求者の振り込み先口座のわかるもの(預貯金通帳など) <input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方の関係がわかるもの(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど) <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求者によって必要なものが異なるため、まずは、右記の窓口にお問い合わせください。	市民課 国民年金係 本庁舎1階1番 TEL(058)383-1113 日本年金機構 岐阜南年金事務所 TEL(058)273-6161 予約専用ダイヤル TEL(0570)05-4890(ナビダイヤル)

MEMO

健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた方

手続き 8 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者の葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されますので、申請してください。 ※他の健康保険組合などから葬祭費などが支給される場合は、支給されません。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者が希望する振り込み先口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者であることのわかるもの （会葬礼状、葬祭領収書、（死体埋）火葬許可証など） <input type="checkbox"/> 葬祭執行者のマイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書など	医療保険課 国保第一係 本庁舎 1 階 2 番 TEL (058) 383-1099

手続き 9 未納となっている保険料の納付

手続き詳細	期 限
亡くなられた納付義務者に代わって相続人が納付していただく必要があります。詳しくは、国保第二係にお問い合わせください。	おはやめに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納入通知書または領収書 <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人が手続きを行う場合、相続人であることのわかるもの（戸籍謄本、法定相続情報一覧図など） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	医療保険課 国保第二係 本庁舎 1 階 2 番 TEL (058) 383-1112

MEMO

健康保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた方

手続き 10 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者の葬祭を行った方に葬祭費（50,000 円）が支給されますので、申請してください。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者が希望する振り込み先口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者であることのわかるもの （会葬礼状、葬祭領収書など） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書など	医療保険課 医療保険係 本庁舎 1階 2番 TEL(058) 383-1128

手続き 11 高額療養費の申立申請

手続き詳細	期 限
亡くなられたことにより、振り込みできなくなった高額療養費の振り込み先を指定していただく手続きです。該当者には申請書を郵送しますが、事前に提出していただくことも可能です。	診療日の属する月の翌月の1日から2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人が希望する振り込み先口座のわかるもの （預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	医療保険課 医療保険係 本庁舎 1階 2番 TEL(058) 383-1128

MEMO

手続き 12 後期高齢者医療保険に関する書類の送付先の変更、保険料の精算

手続き詳細	期 限
後期高齢者医療保険に関する書類の送付先となる相続人、還付などの振り込み先口座を登録してください。後日、市から亡くなられた方の後期高齢者医療保険料の精算（保険料の変更、還付、未納がある場合は納付書）、高額療養費などに関する書類を送付する場合があります。還付請求書が届いた場合は、2年以内に申請してください。	おはやめに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人が希望する振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人が手続きを行う場合、相続人であることのわかるもの（戸籍謄本、法定相続情報一覧図など） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	医療保険課 医療保険係 本庁舎 1階 2番 TEL (058) 383-1128

子どもに関する手続き

福祉医療費受給者証（子ども）の資格を持っていた方

手続き 13 福祉医療費受給者証（子ども）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
高校生年代までの（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）子どもが亡くなられた場合、子どもの受給者証は死亡日をもって失効しますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（子ども）	医療保険課 医療保険係 本庁舎 1階 2番 TEL (058) 383-1128

MEMO

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

子どもに関する手続き

福祉医療費受給者証（ひとり親など）の資格を持っていた方

手続き 14 福祉医療費受給者証（ひとり親など）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
高校生年代までの（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）子どもやその保護者でひとり親などにより、福祉医療費受給者証の資格を持っていた方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証は死亡日をもって失効しますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（ひとり親など）	医療保険課 医療保険係 本庁舎1階2番 TEL(058)383-1128

福祉医療費受給資格者を健康保険上の扶養にしていた方

手続き 15 加入健康保険の変更の届出

手続き詳細	期 限
受給資格者を扶養していた方が亡くなられたことにより、加入する健康保険が変更となった場合は、健康保険が切り替わった後、資格等の変更の届出をしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 福祉医療費受給資格者、 同一世帯のご家族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険の資格情報のわかるもの	医療保険課 医療保険係 本庁舎1階2番 TEL(058)383-1128

MEMO

高校生年代までの子どもがいる保護者

手続き 16 児童扶養手当の申請

手続き詳細	期 限
ひとり親となる保護者は、児童扶養手当の申請をすることができます（所得制限あり）。 公的年金を受給される場合は手当が受けられないことがあります。	おはやめに
	手続き可能な人
	高校生年代までの子ども※がいる保護者 ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 保護者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> ひとり親になったことのわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 保護者と子どものマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）	社会福祉課 給付支援係 本庁舎1階5番 TEL (058) 383-7217

手続き 17 福祉医療費受給者証（ひとり親など）の交付申請

手続き詳細	期 限
ひとり親となる保護者は、福祉医療費受給者証（ひとり親など）を申請してください（所得制限あり）。 亡くなられた日の翌日から30日を超えると適用できない期間が発生します。 ※社会福祉課で児童扶養手当の手続きを先に行ってください。	30日以内
	手続き可能な人
	高校生年代までの子ども※がいる保護者 ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 保護者と子どもの健康保険の資格情報のわかるもの <input type="checkbox"/> 遺族年金証書（遺族年金を受給する場合） <input type="checkbox"/> 保護者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> ひとり親になったことのわかる戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 保護者と子どものマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	医療保険課 医療保険係 本庁舎1階2番 TEL (058) 383-1128

MEMO

子どもに関する手続き

認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所など）に在園していた児童

手続き 18 退所届の提出

手続き詳細	期 限
在園していた児童が亡くなられた場合は、退所届を提出してください。手続きは在園していた施設でも受け付けています。	おはやめに
	手続き可能な人
必要なもの	児童の保護者、ご遺族の方
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	問合せ先
	こども政策課 幼保支援係 本庁舎 1階 3番 TEL(058)383-1154

認可保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業所など）に在園している児童の保護者

手続き 19 認定状況の変更の届出

手続き詳細	期 限
児童の保護者が亡くなられた場合は、家族状況の変更の届出と保育料軽減申請書を提出してください。提出することで、翌月からの保育料が軽減される場合があります。 手続きは在園している施設でも受け付けています。	おはやめに
	手続き可能な人
必要なもの	ご遺族の方
☐ 手続きを行う方の本人確認書類	問合せ先
	こども政策課 幼保支援係 本庁舎 1階 3番 TEL(058)383-1154

MEMO

私立幼稚園、認可外保育施設に在園していた児童

手続き 20 認定状況の取消の届出（施設等利用費の給付を受けている場合）

手続き詳細	期 限
<p>在園していた児童が亡くなった場合は、施設等利用給付認定取消の手続きをしてください。</p> <p>手続きは在園していた施設でも受け付けています。</p>	おはやめに
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者、ご遺族の方</p>
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	<p>こども政策課 幼保支援係 本庁舎 1階 3番 TEL(058)383-1154</p>

私立幼稚園、認可外保育施設に在園している児童の保護者

手続き 21 認定状況の変更の届出（施設等利用費の給付を受けている場合）

手続き詳細	期 限
<p>児童の保護者が亡くなった場合は、家族状況の変更の届出をしてください（所得制限あり）。</p> <p>手続きは在園している施設でも受け付けています。</p>	おはやめに
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族の方</p>
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	<p>こども政策課 幼保支援係 本庁舎 1階 3番 TEL(058)383-1154</p>

MEMO

子どもに関する手続き

児童手当を受給していた方

手続き 22 受給者の変更

手続き詳細	期 限
受給者変更の手続きをしてください。 未払い分の手当がある場合、請求の手続きをしてください。	原則、死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給予定者の健康保険資格確認書 <input type="checkbox"/> 受給予定者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合、子ども（高校生年代までの児童※）の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 受給予定者のマイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど） <input type="checkbox"/> 受給予定者の本人確認書類 ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
問合せ先	
社会福祉課 給付支援係 本庁舎1階5番 TEL(058)383-7217	

児童手当の対象児童

手続き 23 減額または消滅の手続き

手続き詳細	期 限
減額または受給事由消滅の手続きをしてください。	おはやめに
手続き可能な人	
受給者、その配偶者	
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	社会福祉課 給付支援係 本庁舎1階5番 TEL(058)383-7217

MEMO

児童扶養手当を受給していた方

手続き 24 受給者の変更

手続き詳細	期 限
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい有る場合は20歳未満）がいる保護者は、受給者変更の手続きをしてください（所得制限あり）。 未払い分の手当がある場合、請求の手続きをしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問合せ先
状況により必要な書類が変わるため、お問い合わせください。	社会福祉課 給付支援係 本庁舎1階5番 TEL(058)383-7217

児童扶養手当の対象児童

手続き 25 減額または消滅の手続き

手続き詳細	期 限
減額または受給事由消滅の手続きをしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	社会福祉課 給付支援係 本庁舎1階5番 TEL(058)383-7217

放課後児童クラブを利用していた児童

手続き 26 利用終了の手続き

手続き詳細	期 限
利用変更申請書を提出してください。 手続きは放課後児童クラブでも受け付けています。	死亡日の月末
	手続き可能な人 児童の保護者、ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
なし	教育総務課 教育総務係 産業文化センター7階 TEL(058)383-1117

子どもに関する手続き

放課後児童クラブを利用している児童の保護者

手続き 27 緊急連絡簿兼調査票の変更

手続き詳細	期 限
保護者氏名や住所など緊急連絡簿兼調査票の記入内容に変更があったことを放課後児童クラブにご報告ください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者、ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
なし	教育総務課 教育総務係 産業文化センター7階 TEL(058)383-1117

市内公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者

手続き 28 就学援助の申請

手続き詳細	期 限
世帯の構成員の死亡による収入減などにより、小中学生の学用品費や給食費の援助が必要な場合は、通学している学校へ申請してください。	なし（援助は申請月から）
	手続き可能な人 児童生徒の保護者
必要なもの	問合せ先
状況により必要な書類が変わるため、お問い合わせください。	学校教育課 学務係 産業文化センター7階 TEL(058)383-1118

学校給食費を納付していた方

手続き 29 納付義務者の変更

手続き詳細	期 限
納付義務者が亡くなられた場合は、納付義務者の変更の届出及び振替口座の変更の手続きをしてください。 手続きは通学している学校で受け付けています。	おはやめに
	手続き可能な人 児童生徒の保護者
必要なもの	問合せ先
なし	学校教育課 保健係 産業文化センター7階 TEL(058)383-1798

養育医療の対象乳児

手続き 30 養育医療券の返却または破棄

手続き詳細	期 限
死亡日をもって失効しますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	こども家庭センター 母子保健係 本庁舎 1階4番 TEL (058) 383-1116

障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた方

手続き 31 手帳の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって失効しますので、返却してください。	おはやめに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階5番 TEL (058) 383-1126

MEMO

障がい福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた方

手続き 32 受給資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失しますので、資格喪失届を提出してください。未払い分の手当がある場合、請求の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合、配偶者または扶養義務者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など）	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1 階 5 番 TEL (058) 383-1126

障害児福祉手当を受給していた方

手続き 33 受給資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失しますので、資格喪失届を提出してください。未払い分の手当がある場合、請求の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合、扶養義務者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など）	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1 階 5 番 TEL (058) 383-1126

各務原市障害児福祉手当を受給していた方

手続き 34 受給資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失しますので、資格喪失届を提出してください。未払い分の手当がある場合、請求の手続きをしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合、扶養義務者の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など）	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1 階 5 番 TEL (058) 383-1126

特別児童扶養手当を受給していた方

手続き 35 受給資格喪失または受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失しますので、資格喪失届を提出してください。未払い分の手当がある場合、請求の手続きをしてください。受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
状況により必要な書類が変わるため、お問い合わせください。	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1 階 5 番 TEL (058) 383-1126

特別児童扶養手当の対象児童

手続き 36 受給資格喪失または額改定の手続き

手続き詳細	期 限
死亡月をもって対象児童に関する受給資格が喪失しますので、資格喪失届を提出してください。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合、額改定の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
状況により必要な書類が変わるため、お問い合わせください。	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1 階 5 番 TEL (058) 383-1126

福祉タクシー券を持っていた方

手続き 37 福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって受給資格が喪失しますので、未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の福祉タクシー券	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1 階 5 番 TEL (058) 383-1126

障がい福祉に関する手続き

福祉給油票（ガソリン券）を持っていた方

手続き 38 福祉給油票（ガソリン券）の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって受給資格が喪失しますので、未使用分の福祉給油票があれば返却してください。	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の福祉給油票（ガソリン券）	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1126

紙おむつ券を持っていた方

手続き 39 紙おむつ券の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって受給資格が喪失しますので、未使用分の紙おむつ券があれば返却してください。 ※高齢介護課で紙おむつ券を交付されていた方は、高齢介護課へ返却してください。（37 ページ手続き 57 参照）	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の紙おむつ券	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1126

自立支援医療受給者証を持っていた方

手続き 40 自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院、育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって失効しますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（更生医療、精神通院、育成医療）	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1126

障害児通所支援を利用していた方

手続き 41 通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
障害児通所支援を利用していた児童が亡くなられた場合は、死亡日をもって資格が喪失しますので、通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課 障がい支援係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1252

手続き 42 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
障害児通所支援を利用していた児童の保護者が亡くなられた場合は、通所受給者証の保護者変更の届出をしてください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課 障がい支援係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1252

障害福祉サービスを利用していた方

手続き 43 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって資格が喪失しますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 障がい支援係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1252

障がい福祉に関する手続き

地域生活支援サービスを利用していた方

手続き 44 地域生活支援事業受給者証の返却

手続き詳細	期 限
地域生活支援サービスを利用していた方が亡くなられた場合は、死亡日をもって資格が喪失しますので、地域生活支援事業受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証	社会福祉課 障がい支援係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1252

手続き 45 地域生活支援事業受給者証の支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
地域生活支援サービスを利用している 18 歳未満の児童の保護者が亡くなられた場合は、地域生活支援事業受給者証の保護者変更の届出をしてください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 地域生活支援事業受給者証	社会福祉課 障がい支援係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1252

MEMO

障害者扶養共済制度を利用していた方

【加入者が亡くなられた場合】

手続き 46 死亡の届出、年金支給の請求

手続き詳細	期 限
加入者（障がい者を扶養している保護者）の死亡の届出及び年金支給の請求の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 年金を受給する方、年金管理者指定届出書により指定された年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 加入証書、口数追加証書 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票 <input type="checkbox"/> 病院の原本証明のある死亡診断書の写し	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1126 岐阜県障害福祉課 TEL (058) 272-1111

【受給対象の障がい者が亡くなられた場合】

手続き 47 死亡の届出、弔慰金の請求

手続き詳細	期 限
対象者の死亡の届出及び、1年以上加入していた方は弔慰金の請求の手続きをしてください。	なし
	手続き可能な人 加入者、年金管理者指定届書により指定された年金管理者
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 加入証書、口数追加証書 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1126 岐阜県障害福祉課 TEL (058) 272-1111

障がい福祉に関する手続き

【年金を受給していた障がい者が亡くなられた場合】

手続き 48 死亡の届出

手続き詳細	期 限
死亡月をもって受給資格が喪失しますので、資格喪失の手続きをしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（県外在住の方の場合）	社会福祉課 障がい福祉係 本庁舎 1階 5番 TEL (058) 383-1126 岐阜県障害福祉課 TEL (058) 272-1111

福祉医療費受給者証（重度障がい）の資格を持っていた方

手続き 49 福祉医療費受給者証（重度障がい）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
重度心身障がい者で、福祉医療費受給者証の資格を持っていた方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証は死亡日をもって失効しますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（重度障がい）	医療保険課 医療保険係 本庁舎 1階 2番 TEL (058) 383-1128

MEMO

税金に関する手続き

市税が課税されていた方

手続き 50 相続人代表者の指定

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税が課税されていた場合、各納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出してください。	おはやめに
	手続き可能な人 相続人代表者となる方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類	【市民税・県民税・森林環境税】 市民税課 市民税第一係 本庁舎 2階 21番 TEL (058) 383-1114 【軽自動車税】 税務課 税制係 本庁舎 2階 税総合窓口 TEL (058) 383-4703 【固定資産税】 資産税課 資産税第一係 本庁舎 2階 23番 TEL (058) 383-4740

市税に未納のある方

手続き 51 未納となっている市税の納付

手続き詳細	期 限
相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。詳しくは、税務課収税係にお問い合わせください。	おはやめに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書または領収書 <input type="checkbox"/> 同一世帯以外の相続人が手続きを行う場合、相続人であることのわかるもの（戸籍謄本、法定相続情報一覧図など） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	税務課 収税係 本庁舎 2階 税総合窓口 TEL (058) 383-4773

税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下、特定小型原動機付自転車を含む）、 小型特殊自動車（各務原市ナンバー）を所有していた方

手続き 52 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を廃車する場合、廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（紛失した場合は不要） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人が亡くなられた方と同一世帯でない場合、相続人であることのわかるもの（戸籍謄本、法定相続情報一覧図など） <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合、相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居のご家族の方 ③相続人から委任を受けた方 （相続人からの廃車に関する委任状が必要）
	問合せ先
	税務課 税制係 本庁舎 2階 税総合窓口 TEL(058)383-4703

手続き 53 相続人（新名義人）への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、税務課税制係にお問い合わせください。	おはやめに
各務原市民以外の方が新名義人となる場合は、各務原市で廃車の手続きを行った後、住所地の市区町村で、名義変更の手続きをしてください。 ※毎年4月1日時点の所有者（名義人）に課税されます。	手続き可能な人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書（紛失した場合は不要） <input type="checkbox"/> 相続人（新名義人）の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人（新名義人）が亡くなられた方と同一世帯でない場合、相続人であることのわかるもの（戸籍謄本、法定相続情報一覧図など） <input type="checkbox"/> 相続人（新名義人）以外の方が手続きする場合、相続人（新名義人）からの委任状 ※各務原市民の方が登録する場合に、必要なものになります。	①相続人（新名義人） ②相続人（新名義人）と同居のご家族の方 ③相続人（新名義人）から委任を受けた方 （相続人（新名義人）からの名義変更に関する委任状が必要）
	税務課 税制係 本庁舎 2階 税総合窓口 TEL(058)383-4703

市税を口座振替で納付していた方

手続き 54 口座振替の変更または廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座を口座振替（自動払込）に利用していて、口座振替ができなくなる場合、振替口座の変更または廃止の手続きを取扱金融機関でしてください。詳しくは、税務課税制係にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書・自動払込利用申込書（兼廃止届出書）※ <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 金融機関届印 <input type="checkbox"/> 納税通知書 ※市内の金融機関窓口にあります。 市外の金融機関で手続きをする場合は、郵送しますので右記問合せ先にご連絡ください。	税務課 税制係 本庁舎 2階 税総合窓口 TEL (058) 383-4703

未登記家屋を所有していた方

手続き 55 未登記家屋の名義人変更

手続き詳細	期 限
登記がされていない建物の所有者を変更する場合、市役所資産税課に未登記家屋名義人変更申請書を提出してください。 ※登記物件の相続登記の手続きについては、法務局にお問い合わせください。（49 ページ参照）	12月末までに申請すると、翌年4月から納税義務者が新しくなります。
	手続き可能な人
	相続人の中で新しく所有者となる方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続関係説明図、または法務局から交付された法定相続情報一覧図 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 公正証書、裁判所の検認を受けた遺言書、調停調書など相続人であることのわかるもの（遺産分割協議によらない場合）	資産税課 資産税第二係 本庁舎 2階 23番 TEL (058) 383-4840

高齢者・介護保険に関する手続き

緊急通報システム機器をご自宅に設置していた方

手続き 56 緊急通報システム機器の返却

手続き詳細	期 限
機器を返却してください。	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 設置本体 <input type="checkbox"/> 付属のペンダント	高齢介護課 高齢福祉係 本庁舎 2階 25番 TEL(058)383-1779

紙おむつ券を持っていた方

手続き 57 紙おむつ券の返却

手続き詳細	期 限
死亡日をもって受給資格が喪失しますので、未使用分の紙おむつ券があれば返却してください。 ※社会福祉課で紙おむつ券を交付されていた方は、社会福祉課へ返却してください。(29 ページ手続き 39 参照)	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 未使用分の紙おむつ券	高齢介護課 高齢福祉係 本庁舎 2階 25番 TEL(058)383-1779

MEMO

65歳以上または介護認定を受けていた方

手続き 58 被保険者証などの返却または破棄

手続き詳細	期 限
被保険者証などは失効しますので、返却または破棄してください。 ※要支援・要介護認定の申請中の方はご連絡ください。	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証（持っていた場合） <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証（持っていた場合）	高齢介護課 介護保険係 本庁舎 2階 25番 TEL(058)383-1778

手続き 59 介護保険に関する書類の送付先の変更、保険料の精算

手続き詳細	期 限
介護保険に関する書類の送付先となる相続人、還付などの振り込み先口座を登録してください。後日、市から亡くなられた方の介護保険料の精算（保険料の変更、還付、未納がある場合は納付書）、高額介護サービス費などに関する書類を送付する場合があります。還付請求書が届いた場合は、2年以内に申請してください。	おはやめに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 相続人が希望する振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> 法定相続人以外の場合、相続人であることのわかるもの（遺言書など） <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	高齢介護課 介護保険係 本庁舎 2階 25番 TEL(058)383-1778

MEMO

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた方

手続き 60 名義変更または使用中止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者または所有者で、引き続き上下水道を使用または所有されるご遺族の方は、名義変更のお手続きが必要です。使用しない場合は、使用中止のお手続きが必要かどうか確認しますので、水道料金事務センターへお問い合わせください。 引き続き使用する方の中で、亡くなられた方の口座を指定されている場合は、振替口座の変更またはお支払い方法の変更をする必要がありますので、同センターへご連絡ください。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
なし	ご遺族の方、名義を引き継いだ方
	問合せ先
	水道料金事務センター TEL(058)389-0051

下水道事業受益者負担金を納付中、または猶予中だった方

手続き 61 受益者の変更、(猶予中の場合は) 徴収猶予の申請

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者変更の手続きをしてください。 徴収猶予中の場合は、土地の利用状況によって猶予継続の手続きも必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ手続きに必要な書類をお送りします。	おはやめに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 新受益者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新受益者が亡くなられた方と同一世帯でない場合、相続人であることのわかるもの (戸籍謄本、法定相続情報一覧図など)	受益者負担金の対象となる土地を相続した方
	問合せ先
	下水道課 普及係 水道庁舎 1階 (三井東町4丁目32番地) TEL(058)383-6607

その他の手続き

犬を所有していた方

手続き 62 犬の所有者の変更

手続き詳細	期 限
犬の所有者の変更手続きをしてください。 転出を伴わない所有者変更は、右記の二次元コードからも手続き可能です。 ただし、環境省のマイクロチップ情報登録サイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で所有者を変更した場合は、この手続きは不要です。	30 日以内
	手続き可能な人 新しく所有者となる方
必要なもの	問合せ先
なし	環境政策課 環境衛生係 本庁舎 2 階 24 番 TEL(058)383-4231

浄化槽を管理していた方

手続き 63 浄化槽管理者の変更

手続き詳細	期 限
管理者の変更手続きをしてください。 右記の二次元コードからも手続き可能です。	30 日以内
	手続き可能な人 新しく管理者となる方
必要なもの	問合せ先
なし	環境政策課 環境衛生係 本庁舎 2 階 24 番 TEL(058)383-4231


手続き 64 浄化槽の使用休止または廃止

手続き詳細	期 限
浄化槽の使用を休止または廃止する場合、届出をしてください。 右記の二次元コードからも手続き可能です。	【休止の場合】なし 【廃止の場合】30 日以内
	手続き可能な人 管理者となる方
必要なもの	問合せ先
【休止の場合】 浄化槽清掃記録票 【廃止の場合】 浄化槽清掃記録票（最終清掃の記載があるもの）	環境政策課 環境衛生係 本庁舎 2 階 24 番 TEL(058)383-4231


その他の手続き

市営墓地（一般墓地）を使用していた方

手続き 65 墓地使用者の承継（名義変更）

手続き詳細	期 限
<p>使用者が亡くなられた場合、使用権承継の手続きをしてください。 右記の二次元コードからも手続き可能です。</p> 	<p>おはやめに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>市営墓地（一般墓地）を承継する方</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 市営墓地使用権承継許可申請書 <input type="checkbox"/> 一般墓地使用許可証 (紛失した場合は、市営墓地使用許可証紛失届) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (使用者（死亡者）と承継者の続柄が確認できるもの) ※火葬許可証等で続柄が確認できる場合は、省略可。 <input type="checkbox"/> 使用者の死亡診断書または火葬許可証などの写し (使用者の死亡が確認できるもの) <input type="checkbox"/> 承継者の本籍地が記載された住民票 <input type="checkbox"/> 誓約書 	<p>問合せ先</p> <p>環境政策課 環境衛生係 本庁舎2階24番 TEL(058)383-4231</p>

手続き 66 納骨の届出

手続き詳細	期 限
<p>納骨する前に、届出をしてください。 右記の二次元コードからも手続き可能です。</p> 	<p>納骨する前</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>市営墓地（一般墓地）の使用者で納骨する方</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 納骨届 <input type="checkbox"/> 一般墓地使用許可証の写し (紛失した場合は、市営墓地使用許可証紛失届) <input type="checkbox"/> (死体埋) 火葬許可証 (焼骨の場合) <input type="checkbox"/> 改葬許可証 (改葬の場合) 	<p>問合せ先</p> <p>環境政策課 環境衛生係 本庁舎2階24番 TEL(058)383-4231</p>

手続き 67 墓地の返還

手続き詳細	期 限
<p>墓地を返還される場合は、使用区画の原状復旧後（墓石建立済の場合は、墓石解体後）に手続きをしてください。</p> <p>※雑草等の処理もお願いいたします。</p> <p>右記の二次元コードからも手続き可能です。</p> <p>改葬については、環境政策課環境衛生係にお問い合わせください。（64 ページ参照）</p>	<p>墓地の返還をする前</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>市営墓地（一般墓地）の使用者で墓地の返還をする方</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 市営墓地返還届</p> <p><input type="checkbox"/> 一般墓地使用許可証 （紛失の場合は、市営墓地使用許可証紛失届）</p> <p>使用料及び管理料の還付がある場合</p> <p><input type="checkbox"/> 市営墓地使用料（管理料）還付請求書</p>	<p>環境政策課 環境衛生係 本庁舎 2階 24番 TEL(058)383-4231</p>



合葬式墓地の生前登録をしていた方

手続き 68 墓地使用許可の申請

手続き詳細	期 限
<p>生前登録者が亡くなられた場合、使用許可の申請をしてください。</p> <p>右記の二次元コードからも手続き可能です。</p> <p>※郵送との併用になります。</p>	<p>おはやめに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>祭祀主宰者（祭祀主宰予定者）</p>
必要なもの	問合せ先
<p><input type="checkbox"/> 合葬式墓地生前登録証の原本 （紛失した場合は、再交付申請が必要です）</p> <p><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> （死体埋）火葬許可証の原本</p>	<p>環境政策課 環境衛生係 本庁舎 2階 24番 TEL(058)383-4231</p>



MEMO

その他の手続き

合葬式墓地の生前予約をしていた方

手続き 69 納骨の届出

手続き詳細	期 限
生前予約者が亡くなられた場合、納骨する前に、届出をしてください。 届出をしてから、納骨が可能です。 納骨可能な日時については、お問い合わせください。	納骨する前
	手続き可能な人 祭祀主宰者（祭祀主宰予定者）
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 合葬式墓地使用許可証の写し （紛失した場合は、再交付申請が必要です） <input type="checkbox"/> 生前予約者の（死体埋）火葬許可証の原本	環境政策課 環境衛生係 本庁舎 2階 24番 TEL(058)383-4231

道路の占用許可を受けていた方

手続き 70 占用許可の名義変更

手続き詳細	期 限
名義変更の届出をしてください。 （例）道路を横断して排水管を側溝などに接続している方	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
なし	建設管理課 管理係 本庁舎 5階 51番 TEL(058)383-1904

水路の占用許可を受けていた方

手続き 71 占用許可の名義変更

手続き詳細	期 限
名義変更の届出をしてください。 （例）水路に橋を架けている方	おはやめに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
なし	建設管理課 管理係 本庁舎 5階 51番 TEL(058)383-1904

市営住宅に住んでいた方

手続き 72 退去の手続き

手続き詳細	期 限
市営住宅の単身入居者が亡くなられた場合や、入居承継しないまたは入居承継できない場合、届出をしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 相続人、同居者
必要なもの	問合せ先
なし	建築指導課 住宅係 本庁舎 5階 56番 TEL (058) 383-7218

手続き 73 入居承継の手続き

手続き詳細	期 限
契約者本人が亡くなられ、同居していた方が引き続き市営住宅に居住を希望する場合、申請をしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 同居者
必要なもの	問合せ先
なし	建築指導課 住宅係 本庁舎 5階 56番 TEL (058) 383-7218

手続き 74 同居異動者の手続き

手続き詳細	期 限
契約者以外の方が亡くなられた場合、届出をしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 入居者（契約者）
必要なもの	問合せ先
なし	建築指導課 住宅係 本庁舎 5階 56番 TEL (058) 383-7218

その他の手続き

交通事故が原因で亡くなられた方

手続き 75 交通災害見舞金の支給申請

手続き詳細	期 限
歩行中または自転車乗車中の交通事故によって亡くなられた方のご遺族に対し、見舞金を支給します。 ※状況により、金額が異なるため詳細はお問い合わせください。	当該事故発生後 1 年以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 交通事故証明書の写し <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	まちづくり推進課 生活安全・相談係 本庁舎低層棟 2 階 29 番 TEL (058) 383-1884

手続き 76 交通遺児激励金の支給申請

手続き詳細	期 限
交通事故によって親などを失った交通遺児（義務教育終了までの方及び高等学校等修了までの方）に対し、激励金を支給します。 ※交通遺児となった後、養子縁組をした方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。	おはやめに
	手続き可能な人 父・母・祖父母など
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 在学証明書（高等学校に入学、在学する場合） <input type="checkbox"/> 遺児の親などが交通事故により亡くなられたこと（死亡年月日）のわかるもの （死亡診断書の写し、新聞の切り抜きなど） <input type="checkbox"/> 振り込み先口座のわかるもの（預貯金通帳など）	まちづくり推進課 生活安全・相談係 本庁舎低層棟 2 階 29 番 TEL (058) 383-1884

MEMO

家屋を所有していた方（空家となる場合）

手続き 77 空家の相続及び適切な管理、または処分に関する相談

手続き詳細	期 限
空家を放置すると庭木に害虫が発生したり、倒壊の危険があるなど近隣の迷惑になることがあります。また空家を適切に相続しないと売却などが困難になる可能性があります。空家の管理や処分、相続、空家の利活用（空家バンクなど）については、右記窓口にご相談ください。	おはやめに
	手続き可能な人 ご遺族の方など
必要なもの	問合せ先
なし	（空家の利活用に関すること） 建築指導課 住宅係 本庁舎 5階 56番 TEL(058)383-7218 （その他の空家に関すること） まちづくり推進課 生活安全・相談係 本庁舎低層棟 2階 29番 TEL(058)383-1884

犯罪による被害にあわれた方

手続き 78 犯罪被害者等支援に関する相談

手続き詳細	期 限
犯罪被害者やご遺族の方のため、随時相談を受け付けています。また、見舞金、一時預かり保育などに要する費用の助成補助金を支給します。	犯罪被害を知った日から1年以内、または犯罪被害があった日から2年以内（事業によって異なる）
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問合せ先
対象は国の給付金該当者など条件があります。また状況により必要な書類が変わるため、お問い合わせください。	いきいき楽習課 いきいき楽習係 産業文化センター 6階 TEL (058) 383-1210 まちづくり推進課 生活安全・相談係 本庁舎低層棟 2階 29番 TEL (058) 383-1884 公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター TEL(0120)968-783 各務原警察署 TEL(058)383-0110

その他の手続き

農地の所有権または耕作権を持っていた方

手続き 79 農地法の規定による届出

手続き詳細	期 限
農地の所有権または耕作権を相続した方は、届出をしてください。	権利を取得することを知った日から10か月以内
	手続き可能な人 農地の所有権または耕作権を相続した方
必要なもの	問合せ先
なし	各務原市農業委員会（農政課内） 産業文化センター6階 TEL(058)383-1129

岐阜中流用水使用料の納付義務者

手続き 80 納付義務者の変更

手続き詳細	期 限
納付義務を相続した方は名義変更の手続きをしてください。	おはやめに
	手続き可能な人 岐阜中流用水使用料の納付義務を相続した方
必要なもの	問合せ先
なし	農政課 農政係 産業文化センター6階 TEL(058)383-1129

MEMO

森林の土地を所有していた方

手続き 81 森林の土地所有者の届出（届出不要の場合あり）

手続き詳細	期 限
森林の土地を相続した方は届出をしてください。 ただし、以下の場合は届出はおりません。 ①相続した森林が地域森林計画の対象外である。 ②相続した森林について、国土利用計画法に基づく土地 売買など届出書を提出済みである。	所有者となった日から 90 日以内
	手続き可能な人 届出対象森林を相続した方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 森林の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 権利を取得したことのわかるもの （登記事項証明書の写し、遺産分割協議書の写しなど）	農政課 農政係 産業文化センター 6 階 TEL (058) 383-1129

文化財を所有していた方

手続き 82 所有者変更の届出

手続き詳細	期 限
国・県・市指定文化財または国登録有形文化財（建造物） の所有者が亡くなられた場合、所有者の変更後、届出をして ください。	所有者の変更後、おはやめに （国指定・登録文化財は変更後 20 日以内）
	手続き可能な人 文化財を相続した方
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 文化財指定書、登録証 <input type="checkbox"/> 相続人であることのわかるもの（戸籍謄本、遺産分割協議 書、建物登記全部事項証明書など）	文化財課 文化財係 産業文化センター 7 階 TEL (058) 383-1475

図書を借りていた方

手続き 83 図書の返却

手続き詳細	期 限
借りている図書を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問合せ先
<input type="checkbox"/> 借りている図書	中央図書館（市民公園内） TEL (058) 383-1122

5. 市役所以外で行う手続き一覧

ここでは、市役所以外で行う具体的な手続きを、項目ごとにご案内いたします。
亡くなられた方の該当する項目に☑してご利用ください。
手続き方法や持ちもの、手続きの期限などは、各問合せ先にお尋ねください。

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	☑	主な手続き	問合せ先	完了日
相続 登記	不動産を所有していた方	<input type="checkbox"/>	土地、建物の相続 登記	岐阜地方法務局 TEL (058) 245-3181 ※詳しくは54～55ページを 参照 岐阜県司法書士会 TEL (058) 246-1568 相談会の予約は 下記二次元コードから アクセス 	/
	【ご遺族の方】 法定相続情報証明制度を利用する方	<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図 の保管、交付の申出		/
	【ご遺族の方】 相続土地国庫帰属制度を利用する方	<input type="checkbox"/>	国庫帰属の承認申請		/
	会社、法人の役員の方	<input type="checkbox"/>	役員の変更登記		/
	自筆証書遺言書を法務局に保管 していた方(遺言者)	<input type="checkbox"/>	遺言書情報証明書の 交付請求 遺言書保管事実証明書の 交付請求		/
雇用 保険	雇用保険(失業等給付)を 受給していた方	<input type="checkbox"/>	未支給の失業等給 付の請求	ハローワーク岐阜 雇用保険給付課 TEL (058) 247-9234	/
在留 管理	特別永住者証明書を持っていた方	<input type="checkbox"/>	証明書の返却	名古屋出入国在留管理局 TEL (0570) 052259(ナビダイヤル) 部署番号:110#	/
	在留カードを持っていた方	<input type="checkbox"/>	カードの返却	名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所 TEL (058) 214-6168	/
普通 自動車	普通自動車を所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更	中部運輸局 岐阜運輸支局 ヘルプデスク TEL (050) 5540-2053	/
		<input type="checkbox"/>	自動車税の還付請求	岐阜県自動車税事務所 TEL (058) 279-3781	/

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	<input type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先	完了日
軽自動車	軽自動車（三輪、四輪）を所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更	軽自動車検査協会 岐阜事務所コールセンター TEL (050) 3816-1775 	/
バイク (原付除く)	バイク（原付除く）を所有していた方	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更	中部運輸局 岐阜運輸支局 ヘルプデスク TEL (050) 5540-2053 ※原付の手続きは市役所税務課（35ページ参照）	/
運転免許証	運転免許証を持っていた方	<input type="checkbox"/>	免許証の返却	各務原警察署 TEL (058) 383-0110 岐阜県警察本部 運転免許課 TEL (058) 295-1010 手続きを行わないと、免許証の更新通知が届く場合があります。亡くなられた方の免許証をご用意のうえ、お問い合わせください。	/
恩給	恩給を受給していた方	<input type="checkbox"/>	未支給金または過払金の手続き	総務省恩給相談室 TEL (03) 5273-1400 受付時間：月曜日～金曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時 お問い合わせの際は、恩給受給者の証書記号番号、氏名などをお伝えください。	/
国庫債券	国庫債券（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金など）を持っていた方	<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金の受領 償還金の受取場所の変更	国庫債券に記載の償還金の受取場所（郵便局）など	/
相続	【ご遺族の方】 相続放棄をする方	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申述	岐阜家庭裁判所 TEL (058) 262-5346	/
国税	【ご遺族の方】 所得税（準確定）の申告をする方	<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	岐阜南税務署 TEL (058) 271-7111 納税の対象となる場合は、期日までに申告と納税をする必要があります。	/
	【ご遺族の方】 相続税の申告をする方	<input type="checkbox"/>	相続税の申告	※詳しくは56ページを参照	/
社会保険 (共済組合など)	社会保険や共済組合などの健康保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	勤務先の健康保険担当部署にお問い合わせください。		/

5. 市役所以外で行う手続き一覧

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先	完了日
厚生年金	厚生年金を受給していた方	<input type="checkbox"/>	死亡の届出 未支給年金の請求	日本年金機構 岐阜南年金事務所 TEL (058) 273-6161 ねんきんダイヤル TEL (0570) -05-1165 予約専用ダイヤル (ナビダイヤル) TEL (0570) 05-4890	/
	厚生年金を受給していた、または加入歴があり、配偶者や子どもがいる方	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金の請求 遺族基礎年金の請求	亡くなられた方が加入していた年金や、受給していた年金の種類、ご遺族の方の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合も、お問い合わせください。	/
共済年金	共済年金を受給していた方 共済年金に加入している、または加入歴のある方	<input type="checkbox"/>	共済組合にお問い合わせください。		/
国民年金基金	国民年金基金を受給していた方 国民年金基金に加入している、または加入歴のある方	<input type="checkbox"/>	全国国民年金基金 東海支部 TEL (0120) 65-4192		/
企業年金	企業年金を受給していた方 企業年金に加入している、または加入歴のある方	<input type="checkbox"/>	企業年金連合会 TEL (0570) 02-2666		/
農業者年金	農業者年金を受給していた方 農業者年金に加入している、または加入歴のある方	<input type="checkbox"/>	死亡の届出 未支給年金、死亡一時金の請求	10日以内に最寄りのJAぎふ支店で手続きをしてください。 詳しくはJAぎふ窓口にてお問い合わせください。 JAぎふ蘇原支店 TEL (058) 382-6141 JAぎふ鵜沼支店 TEL (058) 384-1141 など	/

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

■国・県への手続き

項目	亡くなられた方	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先	完了日
障がい福祉	有料道路障害者割引 (ETCの利用) を受けていた方	<input type="checkbox"/>	ETC利用登録の停止	有料道路ETC割引登録係 TEL (045) 477-1233 登録削除の手続きをしてください。	/
犯罪被害	犯罪による被害にあわれた方	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者等支援に関する相談	岐阜県警察本部 犯罪被害者相談室 TEL (0120) 870-783 または TEL (058) 277-3783 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター TEL (0120) 968-783 または TEL (058) 268-8700 各務原警察署 TEL (058) 383-0110 犯罪被害給付金制度や、犯罪被害者やご遺族の方の側面的な被害回復などに関する相談を受け付けています。	/
保健所	いずれかをお持ちの方 ・肝炎治療受給者証 ・特定医療費 (指定難病) 受給者証 ・登録者証 ・特定疾患医療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療費医療受給者証	<input type="checkbox"/>	受給者証の返却	岐阜保健所 健康増進課 (岐阜健康科学センター内) TEL (058) 380-3004	/

■ライフライン・預貯金・保険など

項目	亡くなられた方	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先	完了日
電気	電気の契約者	<input type="checkbox"/>	解約または名義変更	契約会社 検針票、電気使用量のお知らせに記載されているお客様番号をお伝えください。	/
ガス	ガスの契約者	<input type="checkbox"/>		契約会社 検針票、ガス使用量のお知らせに記載されているお客様番号をお伝えください。	/

5. 市役所以外で行う手続き一覧

■ ライフライン・預貯金・保険など

項目	亡くなられた方	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問合せ先	完了日
通信関係	固定電話の契約者 (NTT西日本)	<input type="checkbox"/>	解約または名義変更	NTT西日本 局番なしの「116」 携帯電話からは、 TEL (0800) 2000116 受付時間： 午前9時～午後5時 (土日・年末年始を除く)	/
	固定電話の契約者 (NTT西日本以外)	<input type="checkbox"/>		契約会社	/
	携帯電話の契約者	<input type="checkbox"/>		契約会社	/
	インターネットの契約者	<input type="checkbox"/>		契約会社	/
	ケーブルテレビの契約者	<input type="checkbox"/>		契約会社	/
	NHK受信料の契約者	<input type="checkbox"/>		NHK TEL (0120) 151515	/
	身体障害者手帳、療育手帳を 持っていた方で、NHK受信 料を免除されていた方	<input type="checkbox"/>		受付時間： 午前9時～午後6時 土曜日、日曜日、祝日も受付	/
預貯金	クレジットカードを持っていた方	<input type="checkbox"/>	失効手続き	各契約会社	/
	預貯金口座を持っていた方	<input type="checkbox"/>	払戻、解約、名義変更	各金融機関	/
融資	住宅ローンなどがあった方	<input type="checkbox"/>	ローン残高の返済など	借入先の金融機関など	/
株式	株式などを持っていた方	<input type="checkbox"/>	解約または名義変更	証券会社など	/
保険	生命保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店	/
	損害保険に加入していた方	<input type="checkbox"/>	解約または名義変更	加入していた損害保険会社 または代理店	/
その他	し尿くみ取り式のトイレを 使用していた方	<input type="checkbox"/>	解約または契約変更	契約会社	/

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

あなたの大切な遺言書を法務局が保管します!

自筆証書遺言書保管制度

遺言書ほかんガル



自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。そこで、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が開始されました。

ポイント 法務局に保管すると・・・

- ・遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・遺言書の外形的な確認を法務局が行います(申請手数料は3,900円)。(遺言の内容についての相談・審査はお受けできません)
- ・法務局に保管をすると、家庭裁判所での検認手続が不要です。
- ・遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、法務局から通知をすることができます。

詳しくはこちら →



相続した不要な土地を国が引き取る制度が始まりました!

相続土地国庫帰属制度

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付



④ 国庫帰属

重要! 【土地の要件】

- ①建物が建っていない土地、②担保権や使用収益権が設定されていない土地、③他人の利用が予定されていない土地、④土壌汚染のない土地、⑤境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがない土地など

【問合せ先】 ☎ 058-245-3181 岐阜地方法務局(本局) 詳しくはこちら →



お問合せは、お近くの法務局へ

岐阜地方法務局

※ 具体的な手続案内については予約制です。

(制度により、管轄・担当が異なります)

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

【相続登記について】

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法書士への相談・依頼をご検討ください。

岐阜県司法書士会
総合相談センター(無料) →



6. 相続に関する手続き

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期限	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査、 確定	おはやめに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出てください。 また、お近くの市区町村の窓口で取得できる場合があります。詳しくは、市区町村にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 【問合せ先】 岐阜地方法務局 TEL (058) 245-3181 岐阜公証人合同役場 TEL (058) 263-6582
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言は、未開封の状態家庭裁判所の検認が必要です。 【問合せ先】 岐阜家庭裁判所 TEL (058) 262-5346
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		亡くなられた方の預貯金通帳及び郵便物から調査し、各事業者にお問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、その不動産のある市区町村で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出するための遺産分割協議書の作成をしてください。
<input type="checkbox"/>	相続放棄、限定承認	3か月以内	亡くなられた方の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にお問い合わせください。 【問合せ先】 岐阜家庭裁判所 TEL (058) 262-5346
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4か月以内	確定申告をする必要のある方が亡くなられた場合は、相続人が1月1日から死亡日までの所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしてください。 【問合せ先】 岐阜南税務署 TEL (058) 271-7111
<input type="checkbox"/>	相続税の申告	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数) 【問合せ先】 岐阜南税務署 TEL (058) 271-7111

家系図 (3親等内の親族)

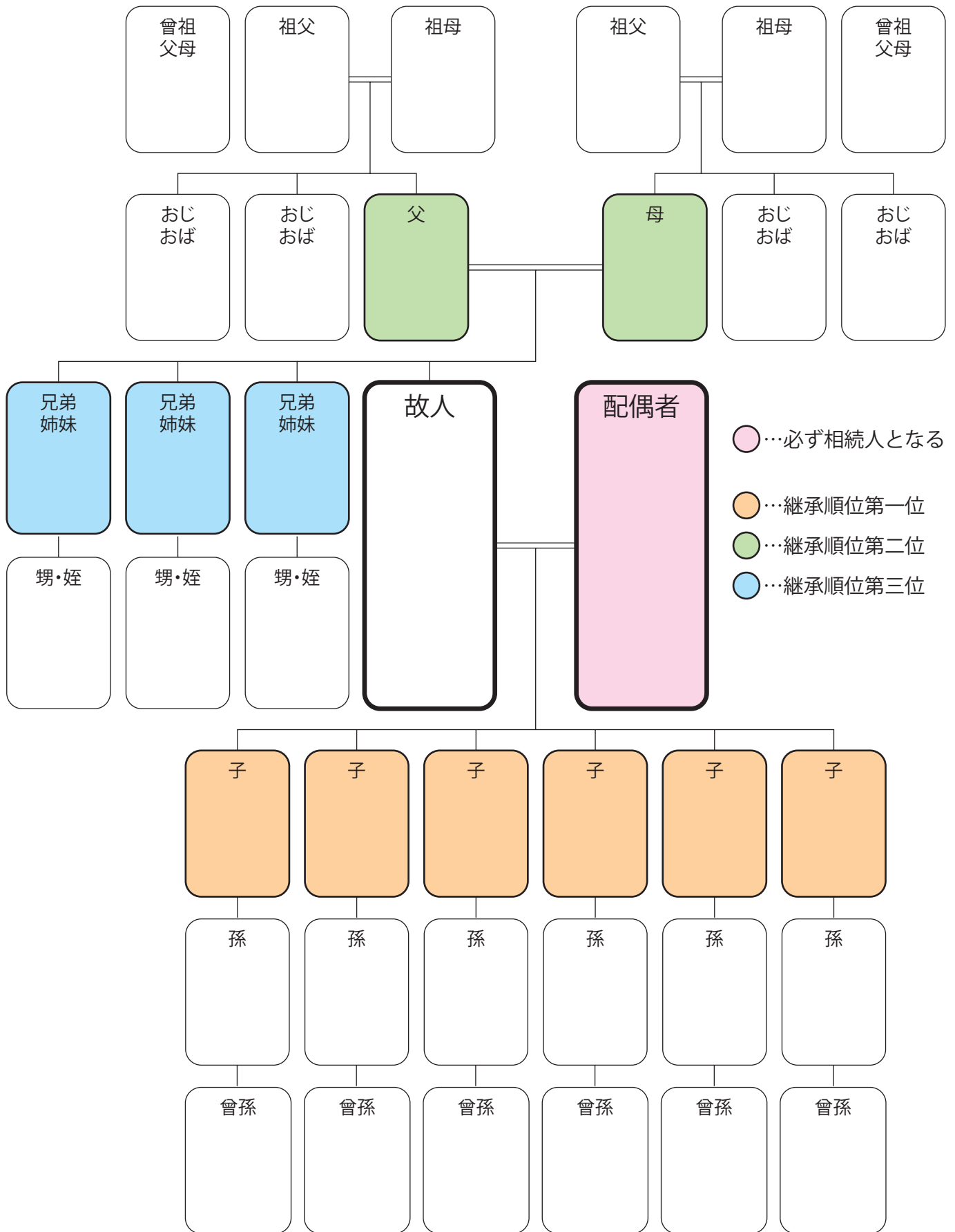
チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者



亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

市役所内の手続き

市役所以外の手続き

相続について

広告掲載事業者

7. 委任状（証明書請求、届出用）

- 委任状は、同一世帯の方や配偶者、両親などの親族に代わって、代理人が請求する場合に使用します。該当項目に☑をつけ、委任者欄に請求する方を、代理人欄に窓口に来る方を記入してください。
- 委任状は必要事項が書かれていれば、任意の様式でも構いません。
- 代筆用委任状は、市ウェブサイトに掲載をしています。ウェブサイトからご自身で印刷をしていただくか、市民課窓口や市内の市民サービスセンターにて直接お受け取りください。代筆用委任状は高齢、疾病、けがなどで字が書けない方に使用していただく様式です。不在、遠隔地、日本語がわからないなどの理由では使用できませんのでご注意ください。

MEMO

委任状

(あて先) 各務原市長

年 月 日

該当項目に☑をしてください。

- 住民票（除票）の写しの交付請求
- 戸籍・除籍（全部・個人）の交付請求
- 戸籍の附票（除附票）の写しの交付請求
- 転入・転出・転居などの住民異動の届出
 (住民異動の届出に伴う手続きを同時に行う場合は、次のいずれかを選んでください。)
 - ・ 住民異動の届出に伴うすべての手続き
 - ・ 住民異動の届出に伴う手続きのうち、以下のもののみ委任
 ()
- その他の交付請求・届出 ()

委任者	住 所			
	本 籍	(戸籍関係の書類の交付請求時に限り記入してください) 各務原市		
	フリガナ			
	氏 名	⑩		
	生年月日	年 月 日	連絡先	— —

私は、下記の者を代理人と定め、上記（該当項目）の権限を委任します。

代理人	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		

- ※ 委任状は、すべて本人（委任者）が記入してください。本人（委任者）が、けがなどの理由で字が書けない場合は、委任状（代筆用）を使用してください。
- ※ 本人（委任者）の氏名は、署名または記名押印をしてください。

※コピーしてお使いください

8. 郵送請求（住民票の写し、戸籍謄本など）

- ・各種証明書は郵送で請求することができます。
- ・戸籍は本籍地、住民票は住民登録のある市区町村に請求してください。
- ・市区町村によって郵送先、交付手数料は異なりますので、事前にお問い合わせください。

◇以下のものを郵送してください。

①諸証明交付請求書

昼間に連絡をする場合がありますので、連絡先を必ずご記入ください。

②手数料（定額小為替証書）

郵便局でお買い求めください。

③返信用の切手と封筒

返送先の郵便番号、住所、氏名を明記し、返信用切手（速達希望の場合は速達料金分を加算）を貼ってください。

④請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し

証明書の種類	手数料	請求できる方
戸籍（謄本・抄本）	450円	戸籍に記載されている方 その配偶者 直系尊属もしくは直系卑属の方
除籍・改製原戸籍	750円	
戸籍の附票	300円	
住民票 住民票記載事項証明書	300円	本人または同一世帯の方
亡くなられた方の住民票	300円	相続人及び利害関係人など (正当な理由の記載が必要です)

※上記以外の正当な理由のある第三者の方が請求する場合は、法律の規定により請求理由を詳しく記載していただきます。また、関係のわかる資料（親族関係のわかる戸籍謄本などの疎明資料）の提出をしていただくことがあります。

それ以外の代理人が請求する場合は、委任状が必要です。

※亡くなられた方のマイナンバー（個人番号）入りの住民票は交付できません。

郵送

各務原市に住民票・戸籍のある人の
諸証明交付請求書

年 月 日

(あて先)
各務原市長

○プライバシーを侵害する恐れがある場合、請求には応じられません。○偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、法に基づき罰せられます。

ご請求される人(住所)		フリガナ		
住所	町 丁目 番地	氏名	Ⓜ	
	昼間連絡の取れる電話番号 ()		年 月 日生	
<input type="checkbox"/> 他の世帯の住民票 <input type="checkbox"/> ご請求される人の世帯の住民票 ↳各務原市		フリガナ		
		世帯主名	年 月 日生	
住民票	①全員の証明	通	「本籍・筆頭者」「世帯主氏名・続柄」の記載は、原則として省略となります。必要な方は下の□にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 「本籍・筆頭者」 <input type="checkbox"/> 「世帯主氏名・続柄」 ※ <input type="checkbox"/> 個人番号・ <input type="checkbox"/> 住民票コードが必要な方は、チェックを入れた後、下の「使いみち」を記入してください。	
	②個人の証明	通		
	③除かれた住民票(除票)	通		
	④記載事項証明書	通		
	⑤その他証明書(□不在住証明 □埋火葬許可証の写)	通		
外国人の方				
ご請求される人はどなたですか ⇒ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同じ世帯の人 <input type="checkbox"/> その他()		※その他の場合…委任状または証明を必要とする理由(疎明資料)等をご提示ください(法人の場合は承諾印が必要)。		
使いみち ⇒具体的に記入してください。				
戸籍	本籍	<input type="checkbox"/> ご請求される人の住所と同じ <input type="checkbox"/> 各務原市	フリガナ	
			筆頭者名	
				年 月 日生
	①戸籍	謄本(全部事項証明) 通 抄本(個人事項証明) 通 氏名 (年 月 日生)	④身分証明書 (本人以外の請求は委任状が必要です)	通
	②除籍・改製原戸籍 (全部・個人・謄本・抄本)	通	⑤記載事項証明書	通
	③附票・除附票 (全部・一部・謄本・抄本)	通	⑥受理証明書 (出生・婚姻・死亡・届)	届
			届書の写し (出生・婚姻・死亡・届)	届
		⑦その他	通	
「③附票・除附票」について、「本籍・筆頭者」「住民票コード」「在外選挙登録地」の記載は、原則として省略となります。必要な方は右の□にチェックをしてください。		<input type="checkbox"/> 「本籍・筆頭者」 <input type="checkbox"/> 「住民票コード」 <input type="checkbox"/> 「在外選挙登録地」		
ご請求される人はどなたですか ⇒ <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 直系親族(□父母 □子 □()) □その他()		※その他の場合…委任状または証明を必要とする理由(疎明資料)等をご提示ください。		
使いみち⇒具体的に記入してください。				
本人確認	<input type="checkbox"/> 1点 () <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 2点 () () <input type="checkbox"/> 被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 各種年金証書 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> キャッシュカード等 <input type="checkbox"/> その他 ()	受付 審査 番号	
			有・無	

筆頭者は、戸籍の最初に記載されている人です。

郵送請求に関しては、「郵送で証明書を受け取る」をよくお読みになりご請求ください。

※コピーしてお使いください

9. 市民相談一覧

市民相談室では、日常生活での悩み事や心配事などについて、専門相談員による専門相談を無料で行っています。相談は、適切な助言が目的ですので、解決については、相談者ご自身が行うことをご理解のうえ、ご利用ください。

R8.1.1 現在の情報で掲載しております。最新の情報と異なる場合がありますので、詳細につきましては市ウェブサイトまたはお電話にてご確認ください。

R8.1.1 時点

種 類	相談内容	日時	相談員
家庭相談	夫婦、親子に関する問題	毎週月曜日 9:00～16:00	市民生活相談員
警察安全相談	暴力行為、暴力団対策、その他の事件・事故に関する困りごと、悩みごと	毎月第1・3火曜日 9:00～12:00	各務原警察署員
犯罪被害者相談	犯罪被害に遭われた方やご遺族の方に対する支援の紹介など	毎月第1・3火曜日 9:00～12:00	各務原警察署員 市職員（随時）
消費生活相談室 【予約優先】	商品やサービスの契約トラブルなど 個人の消費生活に関する相談	毎週月・水・木・金曜日 10:00～17:00	消費生活相談員
法律相談 【要予約】	紛争や事故などの訴訟や法律問題 (予約：前日10時～受付。前日が休日の場合は当日受付。7名まで)	毎週火曜日 13:00～ (1人20分)	弁護士
一般相談	くらしの中での法律に関する困りごと、悩みごと	毎週水・木・金曜日 9:00～16:00	市民生活相談員
不動産相談	土地、家屋、空家の売買、貸借など不動産問題	毎月第1水曜日 9:00～12:00	宅地建物取引士
建築相談 【要予約】	建築全般に関すること、空家の維持・管理・利活用など（予約：前日まで）	毎月第1水曜日 13:00～15:00	建築士
登記・土地境界相談 【要予約】	不動産（土地・家屋・空家）の登記手続き、相続、遺言、土地の境界問題など (予約：前日10時～受付。前日が休日の場合は当日受付。6名まで)	毎月第2・4水曜日 13:00～16:00	司法書士・ 土地家屋調査士
空家等総合相談 【要予約】	住まいや空家等の管理や利活用、登記手続きなど空家問題全般に関する相談 (予約：相談日の前月1日10時～月末までに電話で受付。月頭、月末が休日の場合はそれぞれ最初または最終の平日。6組まで)	毎月第2木曜日 13:00～17:00 (1組40分)	司法書士・建築士・ 税理士・宅地建物取引士 など
行政書士相談	相続・遺言手続き、農地転用、開発手続きなど	偶数月第3木曜日 9:00～12:00	行政書士
女性のための法律相談 【要予約】	離婚、養育費、相続、DVなど主に女性が抱える悩みや問題 (予約：前日10時～受付。前日が休日の場合は当日受付。6名まで)	毎月第4木曜日 14:00～ (1人20分)	女性弁護士
税務相談 【要予約】	所得税、相続税、贈与税など税金に関すること (予約：前日10時～受付。前日が休日の場合は前々日受付。6名まで)	毎月第1・3金曜日 9:00～12:00	税理士
労働・社会保険相談	労災、雇用、失業保険、労働基準法など	毎月第2金曜日 10:00～12:00	社会保険労務士

※電話または対面で原則1人30分（法律相談1人20分）

※正午から午後1時まではお昼休みです。

※祝日及び年末年始（12月25日～1月4日）はお休みです。盆（8月13日～8月15日）はお休みの場合がありますので、ご来庁前にお問い合わせください。

※相談員の都合により、相談をお休みすることがあります。

※予約不要のものは、当日8:30～会場で受付（電話受付の場合、電話での相談となります）

※受付時に相談室へご案内。混雑状況により、受付を終了することがあります。

【問合せ先】

まちづくり推進課
生活安全・相談係

本庁舎低層棟2階29番

TEL (058) 383-1884

FAX (058) 382-7110

10. 改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。

- ・受入証明書
- ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬の証明をしてもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

問合せ先

環境政策課 環境衛生係
本庁舎 2階 24番
☎ (058) 383-4231

MEMO

11. 亡くなられた方の遺品の廃棄

こちらでは、亡くなられた方の遺品などを整理された後に残った、粗大ごみや家電リサイクル製品などの廃棄方法について、ご案内いたします。

1. 「燃やすごみ」や「粗大ごみ」を廃棄したいとき

一度に多量のごみを廃棄するときは、次の①または②のいずれかの方法により処理してください。

※ごみステーションへ出すことはできません。

①北清掃センターへ直接搬入する方法

- ・事前の予約は必要ありません。
- ・市外のごみは搬入できません。
- ・燃やすごみは、必ず市指定ごみ袋に入れてください。
- ・受付で、ごみを搬入するご遺族の方の運転免許証などを提示してください。
- ・ごみを搬入するご遺族の方が、亡くなられた方と別居していた場合、亡くなられた方の住所を確認するため、以下のうち1点を提示してください。
マイナンバーカード（原本）、運転免許証（原本）、死亡届の写し、埋火葬許可証の写し
※なお、これらの書類がない場合は、北清掃センターにお問い合わせください。
- ・ごみの重量は、受付で計量します。計量方法は、原則車両重量から車検証の重量を差し引いて算出します。なお、申し出により2度量りを行うこともできます。
- ・正しく分別を行い、搬入基準を守ってください。分別方法は市のホームページでご確認ください。
- ・場内は混み合いますので、分別はあらかじめ済ませてきてください。

【ごみ処理手数料】

搬入量	手数料
100kgまで	無料
100kgを超える場合	100kgを超える分に関して10kgあたり60円

※燃やすごみは、市指定ごみ袋の価格にごみ処理手数料が含まれていますので、北清掃センターで手数料を支払う必要はありません。

【北清掃センター】

住 所	各務原市須衛2500番地1
電話番号	058-384-3616
受付時間	月曜日～金曜日：午前8時45分～午後4時 土曜日：午前8時45分～午前11時 ※日曜日、祝日、年末年始は、搬入できません。

②許可業者に収集運搬を依頼する方法

- ・ごみの量が多く、自分で運搬できないときなどには、各務原市の許可業者に収集運搬を依頼（有料）することができます。
- ・許可業者は、環境政策課でご案内しますので、お問い合わせください。
- ・ごみの収集運搬料金については、許可業者にお問い合わせください。

※市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者以外の方が、業として他人のごみを収集運搬することは法律で禁じられています。（この場合、北清掃センターへのごみの搬入はできません）

2. 家電リサイクル法の対象機器を処分したいとき

（対象機器：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

市では処分することができません。

次の①～④のいずれかの方法により処理してください。

①過去に購入した店または買い替えをする店に引き取りを依頼する方法

不要となった家電リサイクル法の対象機器は、原則として、購入した小売店または買い替えをする小売店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼してください。

②家電リサイクル券を購入後、指定引取場所へ自己搬入する方法


③家電リサイクル券を購入後、各務原市の許可業者に収集運搬を依頼する方法

【家電リサイクル券の購入方法】

- ・家電リサイクル券は、郵便局で購入してください。
- ・料金は、メーカーや品目、大きさなどによって異なりますので、家電リサイクル券センターへお問い合わせください。

【一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター】

電話番号	0120-319-640
ホームページ	https://www.rkc.aeha.or.jp
受付時間	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後6時



11. 亡くなられた方の遺品の廃棄

【指定引取場所：伊勢志摩陸運有限会社 岐阜営業所】

住 所	岐阜県羽島郡岐南町伏屋3丁目226番地
電話番号	058-214-2206
受付時間	月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時 ※正午～午後1時は休憩、受付は午後4時30分まで ※ゴールデンウィークや夏季休暇などで休業する場合がありますので、 直接ご確認をお願いします。

【各務原市の許可業者】

- ・許可業者は、環境政策課でご案内しますので、お問い合わせください。
- ・収集運搬料金については、許可業者にお問い合わせください。

※市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者以外の方が、業として他人のごみを収集運搬することは法律で禁じられています。

④市と連携協定を締結している事業者に自宅回収を依頼する方法

各務原市は、家電4品目（小型家電も可）の自宅回収サービスを行うリネットジャパンリサイクル株式会社とSGムービング株式会社とで連携協定を締結しています。

【自宅回収サービスの利用方法】

- ・インターネットまたは電話でお申し込みください。
指定した日時に、配送業者が引き取りに伺います。
料金をドライバーに直接お支払いください。

※リサイクル料金の他に収集運搬料金が必要です。事前にリサイクル券を購入する必要はありません。リビング・キッチンなど宅内からの搬出に対応しているため、重たい家電を動かす必要がありません。詳しくは右記の二次元コードから確認できます。

【問合せ先】

環境政策課 環境政策係
本庁舎 2階 24番
TEL (058) 383-4230



12. 各務原市へ寄附を行いたい方

寄附の受付は、希望する寄附の使い道に関する部署にて対応します。

各担当課にお問い合わせください。

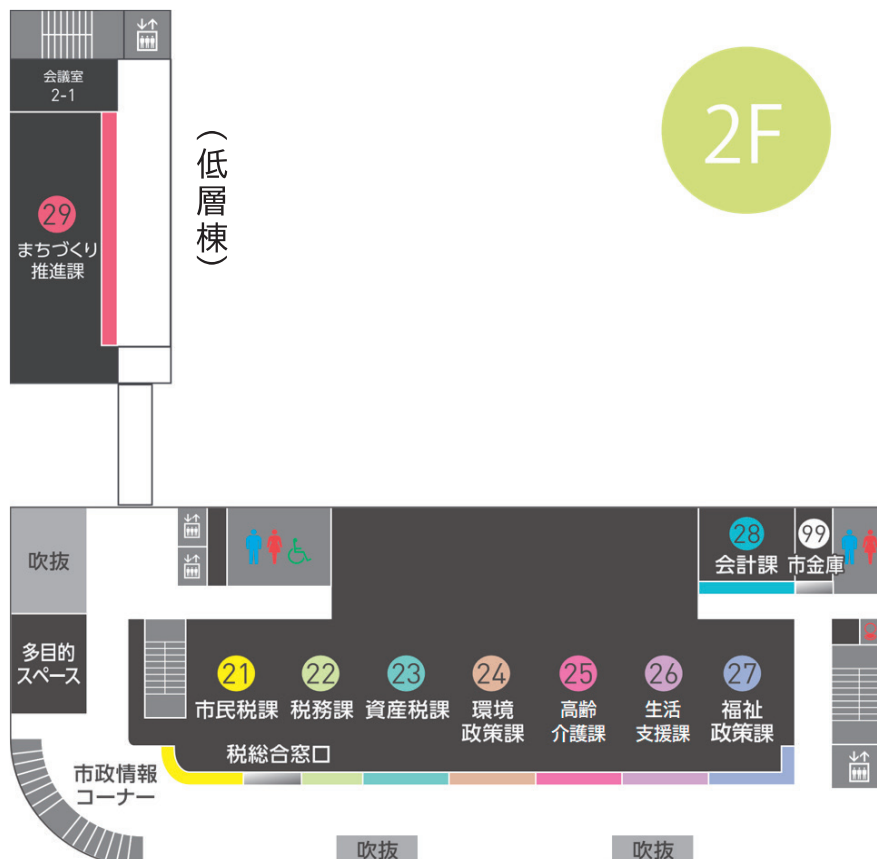
【問合せ先】

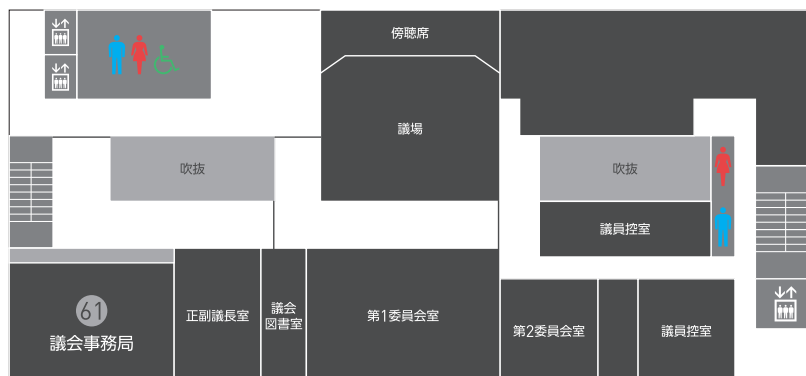
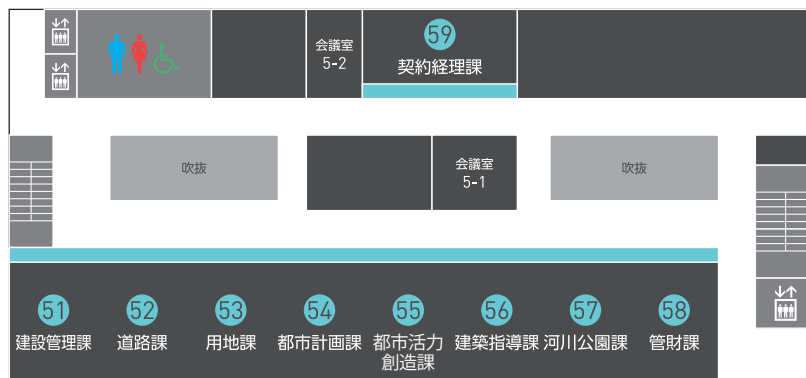
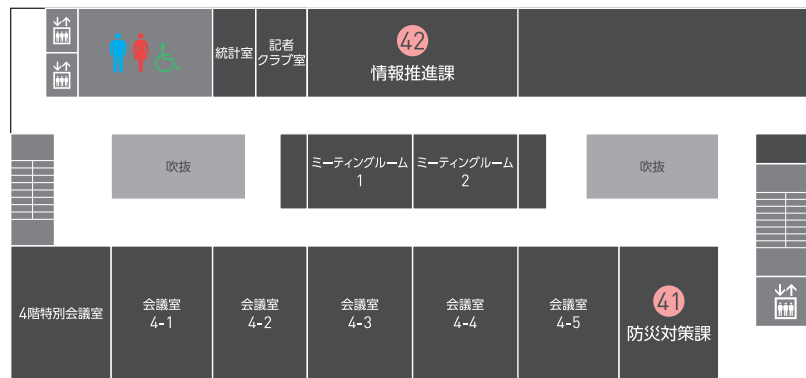
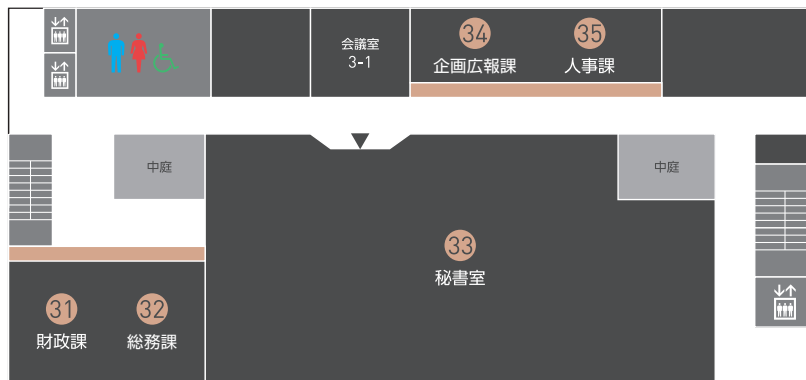
財政課 財政係
本庁舎 3階 31番
TEL (058) 383-1132

MEMO

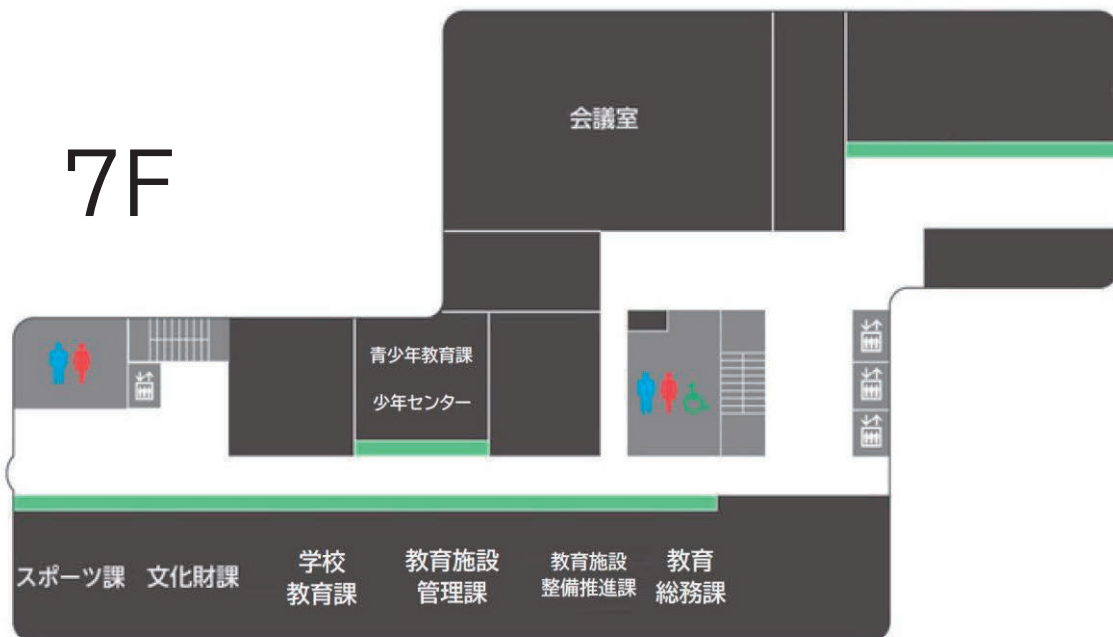
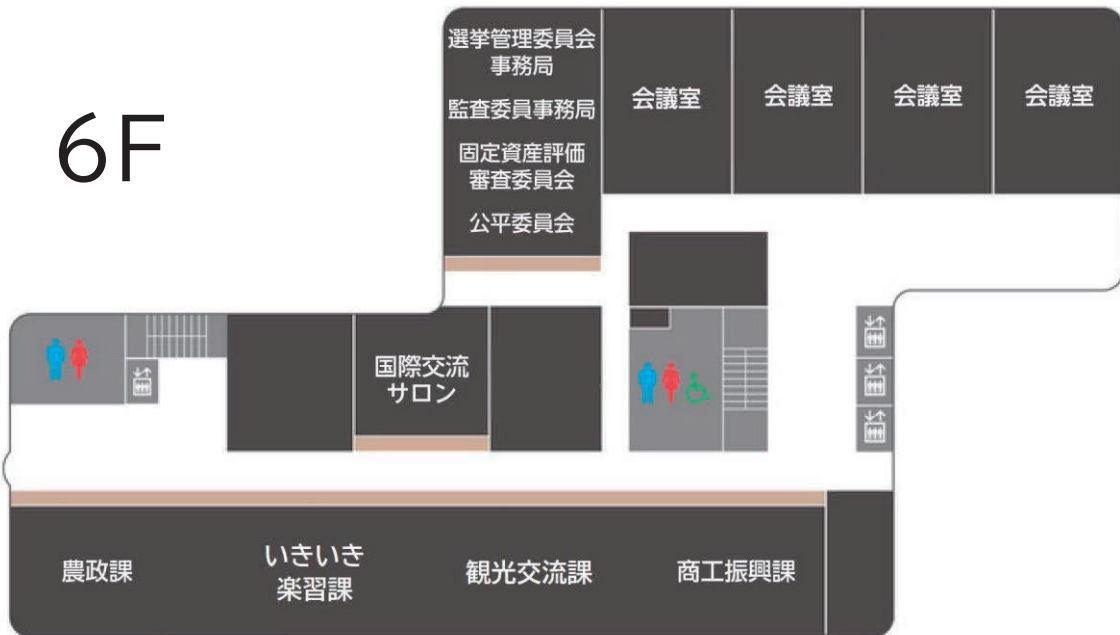
A series of horizontal dotted lines for writing.

各務原市役所(那加桜町1丁目69番地)





産業文化センター(那加桜町2丁目186番地)



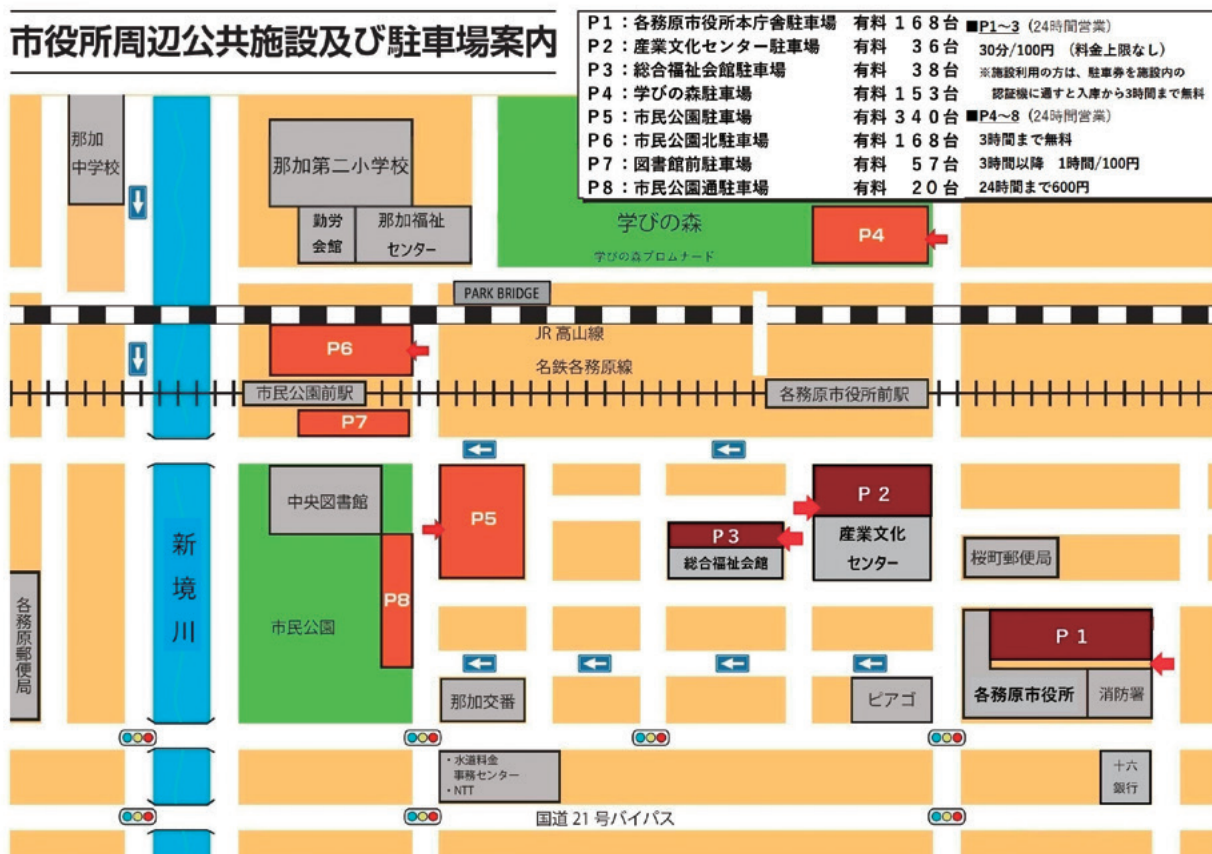
■市民サービスセンター

名称	電話番号	所在地
稲羽市民サービスセンター	TEL (058) 382-0209	上戸町3丁目324番地
鶉沼市民サービスセンター	TEL (058) 384-2111	鶉沼羽場町2丁目53番地
蘇原市民サービスセンター	TEL (058) 383-7551	蘇原野口町1丁目1番地3
尾崎市民サービスセンター	TEL (058) 389-4100	尾崎西町1丁目7番地2
みどり坂市民サービスセンター	TEL (058) 370-3120	鶉沼東町7丁目65番地
川島市民サービスセンター	TEL (0586) 89-3311	川島河田町1029番地47

■その他

名称	電話番号	所在地
水道庁舎（下水道課）	TEL (058) 383-6607	三井東町4丁目32番地
水道料金事務センター	TEL (058) 389-0051	那加門前町2丁目27番地 NTT西日本 各務原ビル A館1階
中央図書館	TEL (058) 383-1122	那加門前町3丁目1番地3（市民公園内）

市役所周辺公共施設及び駐車場案内



※ P1 P2 P3 は令和5年11月6日より料金体系が変更となりました。


● 30分/100円 ● 料金上限なし ● 施設利用者の方は3時間無料 (※1)

(※1) 3時間無料については、P1 P2 P3 にて発行された駐車券を各務原市役所・消防本部・産業文化センター・総合福祉会館に設置してある認証機に通すと適応されます。

必ず駐車券を施設内設置の認証機に通してから出庫してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



発 行	各務原市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2026 年 4 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容を各務原市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。